

## 小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小金井市において民間事業者（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童事業」という。）を実施する場合の運営に要する経費の一部を補助することにより、学童事業の利用を必要とする児童の受入先を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供の機会を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業者は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社その他の者であって、市が適当と認め、次条に規定する補助対象事業を実施するものとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）及び都型学童クラブ事業実施要綱（平成22年6月16日付け22福保子家第222号）に定める基準及び次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号）及び小金井市学童保育所条例施行規則（昭和59年規則第5号）の規定に準じ学童事業を運営すること。
- (2) 利用料金は、小金井市学童保育所条例第9条に規定する育成料及び延長育成料に準じて設定すること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の運営に要する経費のうち、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1から別表第3までに定める区分ごとに算定した補助基準額を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、算出された区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める日までに、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業の利用に係る児童の名簿
- (4) 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の名簿
- (5) 施設の賃貸借契約書等の写し
- (6) 事業の利用に係る児童が市外から転入した場合にあっては、当該児童の保護者の課税証明書等所得を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときは小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において必要があると認めた時は、条件を付すことができる。

（補助金の請求及び支払）

第8条 前条の規定による決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求するときは、次に掲げる期間の区分ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月10日までに小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から6月まで
- (2) 7月から9月まで
- (3) 10月から12月まで
- (4) 1月から3月まで

2 市は、補助金を前項各号に掲げる期間の区分ごとに交付するものとする。

（実施状況の報告）

第9条 補助事業者は、月ごとの実施状況を、当該月の翌月10日までに、小金井市民設民営学童保育所事業実施状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて

市長に報告しなければならない。

- (1) 当該月における事業の利用に係る利用者及び出欠表の写し
- (2) 当該月において新規利用者に係る入所決定通知書の写し
- (3) 当該月における利用者の利用中止及び休所の届出の写し
- (4) 当該月の職員の勤務状況表の写し
- (5) 当該月において新規に雇用した職員の名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更交付申請)

第10条 補助事業者は、申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長が別に定める期間内に小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更交付申請書（様式第6号）に収支予算書等の書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付決定の変更を行うことと決定したときは小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、交付決定の変更を行わないことと決定したときは小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更不交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度が終了したときは、当該年度に係る実績報告を、小金井市民設民営学童保育所事業年間実績報告書（様式第9号）に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）により市長に申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、承認する場合は小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）を、承認しない場合は小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）不承認通知書（様式第12号）を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付（変更交付を含む。以下同じ。）の決定の全部又は一部を取り消すことが

できる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定により、補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付が行われているときは、小金井市民設民営学童保育所運営費補助金返還命令通知書(様式第13号)により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金もしくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助事業者は、事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、市長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助金の交付に係る年度の終了の日から5年間保存しなければならない。

(報告、助言及び指導)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる事項について報告を求め、又は助言若しくは指導を行うものとする。

(1) 学童保育所の運営、保育の内容、経理の状況等に関する事項

(2) 事故の発生原因、関係者の過失の有無に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第14号)に確認書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成27年内閣府告示第424号)及び補助金等交付施設の財産処分承認基準について(平成24年3月30日付け23福保子家第1344号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に基づき市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった時は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効

率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請手続等について必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）によるものとし、なお必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

放課後児童健全育成事業実施要綱に定める学童事業

区分	補助基準額	補助対象経費
放課後 児童健 全育成 事業	1 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2人以上配置した場合  (1) 基本額(1支援の単位当たり年額) ア 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ イ 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位 $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ ウ 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 $6,552,000円$ エ 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$  (2) 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)(長期休暇期間に1日8時間以上開所する場合)	学童事業の実施に要する経費(飲食物費を除く。)

(年間開所日数－250日)×26,000円

(3) 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)

ア 平日分(1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する場合)

1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する時間の年間平均時間数×671,000円

イ 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)

1日8時間を超えて開所する時間の年間平均時間×302,000円

2 放課後児童支援員1人及び補助員1人以上配置した場合

(1) 基本額(1支援の単位当たり年額)

ア 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位

2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円

イ 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位

4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円

ウ 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位

4,868,000円

エ 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位

4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×75,000円

(2) 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)(長期休暇期間に1日8時間以上開所する場合)

	<p>(年間開所日数－250日)×20,000円</p> <p>(3) 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>ア 平日分(1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する場合)</p> <p>1日6時間を超え、かつ、午後6時を超えて開所する時間の年間平均時間数×421,000円</p> <p>イ 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)</p> <p>1日8時間を超えて開所する時間の年間平均時間×190,000円</p>	
小規模放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位を構成する児童数が19人以下の学童事業)	1支援の単位当たり年額643,000円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ支援事業	<p>障害児受入推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>2,059,000円</p>	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費
	賃借料補助(1支援の単位当たり年額)	

	3, 374, 000円	学童事業を新たに実施するために必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）
	放課後児童クラブ送迎支援事業 536, 000円	送迎を行うためのバス等車両に係る燃料費

備考

- 1 支援の単位とは、学童事業における支援の提供が、同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 2 放課後児童健全育成事業、小規模放課後児童クラブ支援事業及び放課後児童クラブ支援事業について、事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。）が12月に満たない場合は、補助基準額ごとに算定された金額に事業実施月数を12で除した数を乗じた得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

別表第2（第4条、第5条関係）

都型学童クラブ事業実施要綱に定める学童事業

区分	補助基準額	補助対象経費
都型学童クラブ事業	<p>支援の単位ごとに、毎月初日の児童の数により区分される次に定める額（1支援の単位当たり月額）</p> <p>1 構成する児童の数が10人以上19人以下の支援の単位  <math>346,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 20,000円</math></p> <p>2 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位  <math>346,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 11,500円</math></p>	学童事業の実施に要する経費（飲食物費を除く。）

	<p>3 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位</p> <p style="text-align: center;">346,000円</p> <p>4 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位</p> <p style="text-align: center;">346,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×5,500円</p>	
--	---	--

備考

- 1 支援の単位とは、学童事業における支援の提供が、同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

別表第3（第4条、第5条関係）

区分	補助基準額	補助対象経費
運営支援費加算額	<p>第2号の額から第1号の額を減じた額（1支援単位当たり月額）</p> <p>(1) 事業者が徴収する各月の利用料金の額</p> <p>(2) 毎月初日の児童の数に9,000円を乗じて得た額の合計額</p>	
人件費	<p>指導員1人分の経費として、198,000円×12月を乗じて得た額（1支援の単位当たり年額）</p>	

備考

- 1 その月に利用児童がない場合は、当該月分の補助基準額は、0円とする。
- 2 人件費に係る補助基準額の算定の対象となる指導員は、各月の最初の補助事業の実施日において雇用されている者に限る。

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付申請書

年度小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象施設 \_\_\_\_\_

2 補助対象期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月まで 合計 \_\_\_\_\_月

3 登録児童数 \_\_\_\_\_人 ※4月1日時点

4 交付申請額 \_\_\_\_\_円

5 補助金交付申請額内訳

単位：円

	区分	月額	年額
	放課後児童健全育成事業		

内 訳	小規模放課後児童クラブ支援事業		
	放課後児童クラブ支援事業（障害 児受入推進事業）		
	放課後児童クラブ支援事業（賃借 料補助）		
	放課後児童クラブ支援事業（放課 後児童クラブ送迎支援事業）		
	都型学童クラブ事業		
	運営支援費加算額		
	人件費		
合計			

## 6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 利用児童名簿
- (4) 事業に従事する職員の名簿
- (5) 施設の賃貸借契約書等の写し
- (6) 事業の利用に係る児童が市外から転入した場合にあっては、当該児童の保護者の課税証明書等所得を証する書類
- (7) その他

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付と決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付対象施設 \_\_\_\_\_

(2) 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 交付条件

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童  
保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金  
交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり不交付と決定したので通知しま  
す。

記

- 1 施設名 \_\_\_\_\_
- 2 不交付決定  
不交付の理由

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
事業者 法人名  
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付請求書

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象施設 \_\_\_\_\_
- 2 請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付請求期間 \_\_\_\_\_ 年 月から \_\_\_\_\_ 年 月まで

4 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	(フリガナ) .....

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
事業者 法人名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所事業実施状況報告書

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金に係る\_\_\_\_年\_\_\_\_月における事業の実施状況について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名 \_\_\_\_\_

2 登録状況

(1) 在籍利用者数 (単位:人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
当月1日現在 在籍利用者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
当月末日現在 在籍利用者数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※在籍利用者数には休所利用を含む。

※( )内は加配対象となる障がいのある利用者数

(2) 新規利用者

氏名	学年	利用月日	育成料免除の有無その他特記事項

(3) 休所、利用中止者

氏名	学年	休所月又は	休所利用中止の別、育成料免除の有無

		利用中止月日	その他特記事項

### 3 職員の状況（当月1日現在）

常勤職員数	人
常勤以外の職員数	人
計	人

### 4 添付書類

- (1) 利用者名簿及び出席簿の写し
- (2) 新規利用者の入所決定通知書の写し
- (3) 利用者の利用中止届及び休所届写し
- (4) 職員の勤務状況表の写し
- (5) 新規に雇用した職員の名簿
- (6) その他（ ）

（宛先）小金井市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更交付申請書

年度小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

- 1 補助対象施設 \_\_\_\_\_
- 2 変更金額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更の内容
- 4 添付書類  
様式第1号で提出した書類のうち変更が生じた書類のみ提出

様式第7号（第10条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

1 変更交付決定

(1) 補助対象施設 \_\_\_\_\_

(2) 変更交付決定額 \_\_\_\_\_円

(3) 変更交付条件

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童  
保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金  
交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更不交付決定したので通知  
します。

記

- 1 施設名 \_\_\_\_\_
- 2 不交付決定  
不交付の理由

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所事業年間実績報告書

年 月 日付け小 発第 号にて補助金の交付の決定通知を受けた事業について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象施設 \_\_\_\_\_

2 登録状況

月	登録児童			指導員
	1日現在登録児童数（ ）内は加配対象となる障がいのある児童数	育成料免除認定人数(当月末日現在)	育成料免除認定額(当月末日現在)	1日現在登録指導員（ ）内は常勤指導員以外の職員
4	人（ 人）		円	人（ 人）
5	人（ 人）		円	人（ 人）
6	人（ 人）		円	人（ 人）
7	人（ 人）		円	人（ 人）
8	人（ 人）		円	人（ 人）

9	人 ( 人)		円	人 ( 人)
10	人 ( 人)		円	人 ( 人)
11	人 ( 人)		円	人 ( 人)
12	人 ( 人)		円	人 ( 人)
1	人 ( 人)		円	人 ( 人)
2	人 ( 人)		円	人 ( 人)
3	人 ( 人)		円	人 ( 人)
合計	人 ( 人)		円	人 ( 人)

### 3 添付書類

(1) 収支計算書

(2) その他 ( )

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）承認申請書

年度小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり事業の中止（廃止）を申請します。

記

事業の中止（廃止）理由

様式第11号（第12条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小金井市民設民営学童保育所運営事業の中止（廃止）については、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 中止（廃止）予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止期日 年 月 日）

様式第12号（第12条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業中止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小金井市民設民営学童保育所運営事業の中止（廃止）については、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

様式第13号（第14条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金返還命令通知書

年 月 日付け小 発第 号で取消しを通知した小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

施設等名称		
補助事業等名称		
補助金	交付年度	年度
	返還金額	円
	返還期限	年 月 日まで

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地  
申請者 施設名  
代表者氏名

小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた事業について、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

\_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合には、その修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等